

当初カテゴリー区分

H12.12.8

| カテゴリー | 区域 | 規制 | 説明 |
|-------|---------------------------------|---|---|
| C1 | 火口縁の外側500m以内 | 立ち入り禁止 | 前兆的な現象の把握が困難な小規模噴火(有色噴煙の高さが山頂から2000m以下)、カルデラ火口壁の崩落による危険性のある区域。 |
| C2 | 林道雄山環状線(鉢巻き道路)を含め、その内側からC1までの区域 | 原則立ち入り禁止。 | 上記小規模噴火による噴石・火砕流の危険性はないが、中規模噴火(噴出物の初速度150m/s未満、有色噴煙の高さが山頂から2000～5000mの噴火)による噴石・火砕流の危険性がある。火山ガスの放出が安定的に続いている現状でもこのような中規模な噴火が発生する可能性は否定できず、発生する場合においても火山性微動、噴気現象等の微弱な前兆的な現象しか現れない可能性が高いものと考えられる。このため、遠望監視カメラ画像による監視、現地における火山専門家による監視並びに地震計および空振計等の観測機器による監視等を総合した厳重な監視の下に限定的に立ち入りを認めることとする。 |
| C3 | C1およびC2の区域を除く三宅島島内の区域 | 火山専門家、防災作業関係者のみ立ち入り可。ただし、避難拠点まで10分程度以内で避難できる範囲に限る。 | 上記小規模噴火および中規模噴火による噴石・火砕流の危険性は極めて低い、大規模噴火(噴出物の初速度150～200m/s程度の噴火)による噴石・火砕流の危険性がある。火山ガスの放出が安定的に続いている現状でもこのような大規模な噴火が発生する可能性は否定できない。このような大規模噴火が発生する場合には、噴火の開始が地震計および空振計等の観測機器により噴火の発生が直ちに確認でき、噴火開始から致命的な被害をもたらす噴石・火砕流の発生まで一定の時間があることから、地震計および空振計等の観測機器による監視の下に火山専門家、防災作業関係者の入域を認めることとする。 |
| C4 | 三宅島の海岸から約4kmの海域 | 島内作業のための船舶については、予め現地対策本部に登録した船舶のみ入域可。それぞれの船舶については現地対策本部との連絡が取れる体制が整備されていること。火山ガスの危険性もあり、所要のガス対策が講じられるよう準備が必要。 | 大規模噴火(噴出物の初速度が200m/s程度より大きな噴火)が発生した場合には噴石や火砕流が直接的に影響する可能性が高いと考えられる。 |

見直し後カテゴリー区分

H13.6.18

| カテゴリー | 区域 | 規制 | 説明 |
|-------|------------------------------|---|---|
| C1 | 火口縁の外側約100m以内 | 立ち入り禁止 | 前兆的な現象の把握が困難な小規模噴火(噴出物の初速度が100m/s未満、有色噴煙の高さが山頂から2000m以下)カルデラ火口壁の崩落(これまでの崩落状況をみて念のため火口縁から100m)による危険性のある区域。 |
| C2 | C1の外側より火口縁から約500～700m外側までの区域 | 原則立ち入り禁止。 | 噴石・火砕流がC2領域に影響するような噴火については、火山性微動、噴気現象等の微弱な前兆的な現象しか現れない可能性が高い。このため、遠望監視カメラ画像による監視、現地における火山専門家による監視並びに地震計および空振計等の観測機器による監視等を総合した厳重な監視の下に限定的に立ち入りを認めることとする。 |
| C3 | C1およびC2の区域を除く三宅島島内の区域 | 火山専門家、防災作業関係者のみ立ち入り可。ただし、避難拠点まで10分程度以内で避難できる範囲に限る。 | 噴石・火砕流がC3領域に影響するような噴火については、その可能性が低いと考えている。万一このような大規模噴火が発生する場合においては、噴火の開始が地震計および空振計等の観測機器により噴火の発生が直ちに確認でき、噴火開始から致命的な被害をもたらす噴石・火砕流の発生まで一定の時間があることから、地震計および空振計等の観測機器による監視の下に火山専門家、防災作業関係者の入域を認めることとする。 |
| C4 | 三宅島の海岸から約1.5kmの海域 | 島内作業のための船舶については、予め現地対策本部に登録した船舶のみ入域可。それぞれの船舶については現地対策本部との連絡が取れる体制が整備されていること。火山ガスの危険性もあり、所要のガス対策が講じられるよう準備が必要。 | C4領域に影響する噴火の可能性は低いと考えている。しかし、万一このような噴火が発生した場合の安全対策が必要である。 |

見直し後のカテゴリー区分

(東京都災害情報,第 298 報,平成 13 年 6 月 29 日再定義)

○ガスマスク関連資料

資料：三宅島島内作業における火山ガス対策について（平成 12 年 12 月 8 日）